

# 近世における林野利用の展開にみられる 東北日本と西南日本

—木曽型および飛驒型林業の限界と吉野林業の集約的展開—

藤田佳久

- I. はじめに
- II. 入会林野の再編成過程から近世の林野をみる
  - (1) 官林分布の地域差
  - (2) 入会林野近代化法による入会林野再編成にみられる地域差
- III. 近世の商業的的林野利用にみられる一極集中
  - (1) 吉野林業地域の形成
  - (2) 近世における育林技術体系の地域構成
- IV. 育成林業の東進を阻んだ木曽型、飛驒型の林野利用
  - (1) 木曽における近世の林野利用
  - (2) 飛驒における近世の林野利用
  - (3) 美濃における林野利用
- V. おわりに

## I. はじめに

わが国の近世における林野利用を一般的にみると、まず、里山地帯では農業用や屋根葺用の採草地在り卓越し、農業生産力の向上に対応する形で採草地の利用度が高まり、多くの入会慣行が各地域に形成された。その一方、山間地域では、そのような採草地利用のほかにも農民の自給用の焼畑地や、建築材のための森林地がみられ、さらに奥山では、時に狩猟の場に利用される天然林が広がっていた。このような林野利用は、その森林資源の質と量をめぐって、幕府や各藩が独自に策定した林野制度によっても裏付けら

れたり、ゾーニングが行なわれることによって利用規制や収奪が行なわれたりした。

その一方、入会慣行の形成にみられるように、近世を通じての農村部での水田を中心とした農業生産力の発展は、多くの素材としての木材需要を増大させたし、また戦国期の混乱期のあとの近世当初には、多くの城廓と城下町や社寺の建築、橋梁などの建設工事、関西を中心とした在町の形成、そして新たな江戸の町の形成などが、いずれも膨大な木材需要をもたらした。このような木材需要は、既存の森林資源を乱伐的に利用する採取林業を本格化させるとともに、最も木材需要が増大した関西において、そのような一般材生産のための育林方法の模索がみられた。

その育林の中心になったのは、大和国吉野川上流域であった。いわゆる吉野林業と称される地域であり、経済林の育成をめざした新しい林野利用のタイプの出現である。

これによって、関西を中心に新しい育林地帯としての新しい林野利用が成立し、着実に吉野川上流域にその範囲を拡大することによって、地域形成をみ、定着することになった。その際、こうして形成されていく吉野林業は、その後、他地域に例をみないほどの集約度の高い、むしろ特異とっていいほどの育林システムを形成した点が注目される。

従来、このような吉野林業の有する特性（あるいは特殊性）は、地域内部からの内発的経過

の中で形成されたとする歴史的レベルでの事実把握や、せいぜい関西で急増した木材需要への対応性から派生して形成されたとするレベルの認識に留まっており、そのあまりに特異な高い集約度のレベルにまで到達した吉野地域の育林システムを形成するに至った背景を論じた研究は、まだ皆無である。

本論の目的は、そのような空白部分の研究を埋めようとする試みにある。その際、吉野川上流域において新たに成立した育林システムが、他の地域へ広く拡大しなかったことの意味について、とりわけ東接する位置にあって豊かな森林資源を有していた木曾川流域や飛騨における森林資源管理の方法との関係において把握することとする。

そして、そのことを検討し、解明することによって、近世の日本における林野利用の地域差の問題、とりわけ、従来、広い意味でその存在が指摘されている東北日本と西南日本の地域差の問題との整合・不整合関係についても明らかにすることができるものと考えている。

## II. 入会林野の再編成過程から近世の林野をみる

ところで、近世の林野利用のあり方とその地域差解明へのアプローチについては、いくつかの方法がある。その一つの有力な方法として、ここでは入会林野の処遇過程から明らかになる林野利用の地域差解明のアプローチを試みる。

入会林野は、古くは中世後半、本格的には近世の前・中期を中心に、山間地域の山村集落や山麓の農村集落による農民の林野の利用の拡大の中で形成された<sup>1)</sup>。そこでは主に焼畑耕作や採草が行われ、農民の自給的部分を補強する形で、林野の合理的利用や均等的利用をめざした形での利用運営が図られ、多様な入会慣行が広範な地域に形成された。

### (1) 官林分布の地域差

この入会林野がクローズアップされたのは、明治の地租改正時に併行的にすすめられた林野

の官民有区分事業の実施過程においてであった。

その詳細な経緯は別の機会に述べるつもりであるが、明治政府は、この入会林野に明治9年以降、さまざまな条件や基準を設けることによって、それをそのまま農民の保有・所有分として認めず、新政府の財政的基盤強化のために、「官林」への編入をめざした。当時、木曾における本山や会津における三島の各県令が強圧的態度によって入会林野の官林化を図ったケースも知られるが、その背後には明治政府の入会林野潰しの政策があった。

そのような動きの中で、広大で粗放的な利用レベルの林野を有したり、新たな地租負担を恐れた農民たちは、入会慣行がそのまま続行されたとする説得もあって、新政府による「官林」への囲い込みを認めざるをえない対応を示したのである。その結果、林野面積の過半が官林化された。しかし、明治30年頃から新政府の手による官林経営が具体化し、官林内での農民による従来通りの入会利用慣行が否認されるようになると、各地で官林を元の入会林野へ戻して欲しいとする「下戻運動」が活発化し、政府はごく一部の要求を認めた。しかし、多くの入会林野は官林化を維持し、しかもその中心部分を皇室林（「御料林」）に設定することによって、返還運動を沈静化させようとした。しかも、残る全国の入会林野についても、その後、入会林野公権論の立場を援用し、公有林化への転換を策していくことになる<sup>2)</sup>。

図1は、以上のような経緯で成立した国有林（旧官林）の戦後における都道府県別分布比率を示したものである。官林時代に比べてややその比率は低下しているものの、官林成立時の分布状況がそのまま示されている。

それによると、全体として、国有林の分布に大きな地域差のあることが明らかである。北海道は特別な経緯の所産ではあるが、全体としては、長野県以北の東北日本にその比率が高く、東海、近畿、中国、北四国、北九州を主とする西南日本はその比率が低い。ただし、西南日本でも南四国や南九州になると、その比率はやや

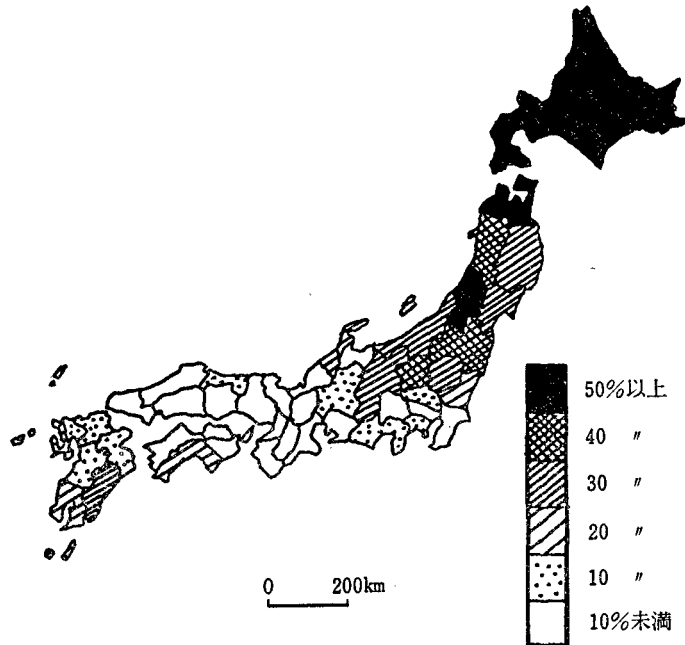


図1 都道府県別国有林の林野面積に占める比率（1960年）  
（林野庁データより作成）

高まっており、その点で、国有林分布の特徴を単純に東北日本型と西南日本型に区分するわけにはいかない面もある。南四国や南九州など南日本は、比率の上では東北日本型であり、むしろ、近畿地方を中心にして、圏域的な形で波状的に国有林分布が強まってくると表現した方が的確であろう。

いずれにせよ、このような形で確認される国有林分布の地域差は、近世における林野の農民による利用度の地域差としてみる事ができる。一方、その逆の分布の形として、育林が成立した奈良県をはじめとする近畿地方やその周辺においては、林野の利用度が高く、一部には個別利用がかなり広がっていたことも知られている<sup>3)</sup>。その背景には、経済林の育成をめざす育林の局地的な進展や、商業的農業の普及にともなう採草地としての林野利用の進展があった。

(2) 入会林野近代化法による入会林野再編成にみられる地域差

ところで、入会林野の囲い込みによって広大な官林を創出した明治政府は、その後も入会林野潰しを図ったことを前述した。具体的には、明治後半から開始される部落有林野統一事業による入会林野の公有化である。しかし、農民側の抵抗も強く、公有化とともに財産区など新たな林野の所有形態も生み、林野の所有形態を一層複雑化させた。

このような動きは、戦後も再び登場し、昭和41年の入会林野近代化法の制定を契機にして、残存する入会林野の多くを生産森林組合や個人有へと分解させながら、今日なお継続中である。

この入会林野近代化法による入会林野の再編成は、生産森林組合と個人有という、集団経営体と個人へのいわば両極分解を含むため、近世以降残存してきた入会林野の地域的特性とその分解方向の地域差との対応関係をそこに見出すことができる。結果的にいえば、東北日本では個人分割への方向が卓越し、西南日本では生産森林組合の組織化への方向が卓越している。東

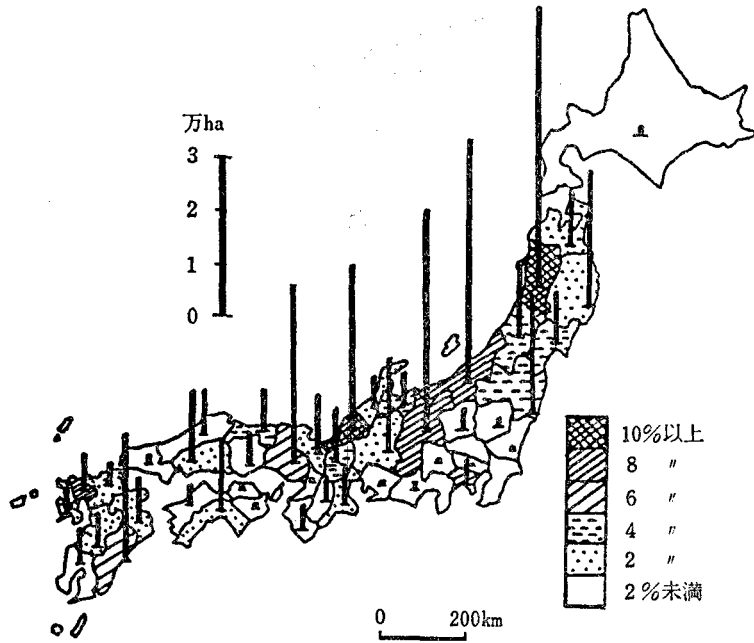


図2 都道府県別入会林野整備面積とその私有林面積に占める比率  
(林野庁データより作成)

北日本では、入会林野の官林化により、個人有林がきわめて少なく、それゆえ、残存する入会林野の分割利用の進展を、今回の事業を契機に個人有部分として追認しようとする方向が顕在化した。一方、西南日本では逆に、既存の個人有林野をふまえ、維持残存させてきた広い入会林野を、折からの人口流出による村落崩壊に直面する危機意識を、集団的経営を確立することによって維持しようとしたのである。このような入会林野の再編成過程の中に、近世の林野利用の地域差がなお今日まで大きな影響を与えていることを読みとることができる。

図2は、昭和41年の入会林野近代化法の制定以来、その対象になった入会林野の絶対面積と、それが私有林面積に占める比率を都道府県単位で示したものである。

それによると、まず私有林野面積に占める入会林野の再編成面積は、東北日本の日本海側から長野県に伸びるゾーンにみられ、西南日本では福井、佐賀、兵庫、宮崎の各県が低位ながら

やや目立つ。明治以来、農民が抵抗し温存してきた入会林野が、この時期に浮上したのであり、東北日本でも太平洋岸は、元来入会林野が少ない上に、早い時期に官林化されたために、その比率は低い。それはまた入会林野再編成の絶対面積の分布からも裏付けられる。

同図は、明治以降においてもなお、温存されてきた入会林野をめぐる農民・村落側の林野利用とその対応状況を示しているといえ、国有林分布の地域差の図だけからは読みとれない、その中に包含された林野利用の質的内容を十分に示唆しているといつてよい。すなわち、西南日本の福井、兵庫での再編成された入会林野面積は、西南日本の中でもとくに入会林野が官林化されず温存されたケースであり、それがこの時期に、林野利用の低下と人口流出という局面に対して新たな対応を迫られた結果である。その際、両県とも生産森林組合としての集団経営を指向した点に、東北日本の個人分割への指向性と大きく異なる点のみられ、そこにも国有林分

布の地域差にみられた東北日本型と西南日本型の地域差が認められる。

### Ⅲ. 近世の商業的林野利用にみられる一極集中

#### (1) 吉野林業地域の形成

以上のような近世の林野利用の地域差を支えた条件は、農業生産力の地域差に関係した林野利用度の地域差であり、とりわけ近畿地方を中心とした西南日本の林野利用の中には、商業的林野利用の芽生えさえみられた。その代表例が、新たな林野利用として登場した大和国の吉野川上流域での育林活動であった。すでに筆者は吉野林業に関するいくつかのレポートを作成しており、それらをふまえて吉野林業地域の形成過程を示すと、以下ようになる。

わが国における経済林をめざした育林は、中世後半から試みられた京都北山でのスギの仕立だったとされる。仕立と表現したのは、それが単なる植栽ではなく、スギの切株から成長する小枝を小径木に仕立てる「台杉」と称される特殊な方法を用いたからである。このような小径木仕立ては宮殿など京の都の特殊材需要に応じたもので、一般建築材とは異なった価値を有した。当時の京の都の町屋はもちろん木造であったが、それらがほとんど採取林として伐採され簡易に加工された柱と板であったことは、いくつかの「洛中洛外図」の中へのぞき見できる町屋群からもわかる。しかも、京都北山におけるスギ植栽に適した土地は限られ、規模拡大するにも限界があった。

その一方で、中世末から近世初期にかけて、大和国の吉野川上流域において育林が試行されたとする<sup>4)</sup>。それは史料的に確認されたわけではないが、折からの畿内での急増する大規模な城廓や寺社、宮殿などの建築材需要に対して、大径木をこの奥地からも搬出したとする伝承の存在がそれらしさをうかがわせる。当初、この流域の豊かな森林資源が一方的に採取される形で利用されたことは十分に想像できる。

大径木の搬出は、河川を利用することが好都

合であり、採取林業はいずれも水量の多い大河川流域で成立したとみてよい。その際、どの河川でもよいわけではなく、2つの条件が必要であった。

一つは京都、大坂、堺、およびその周辺に生じた木材市場の急増に対応する河川でなくてはならないことである。近畿地方では前述の北山以外では、吉野川（下流は紀ノ川）流域しか該当しない。かつて淀川支流の木津川流域に杣山が設定されたことがあるが、この時代には、それがあまりに搬出条件を十分満たすために、森林資源は涸渇していたであろうし、次の条件により、森林資源量はそれほど多くなかったとみるのが妥当である。

もう一つは、森林を生育させる自然条件である。京都北山を除けば、大和の竜門山系、和泉山系、大和高原以北は、中央構造線の北側にあたる内帯に位置し、花崗岩をベースにした風化土壌が目立つ。そこでの森林資源は豊かではなく、二次林段階ではより貧相となり、マツが極相になるケースが多い。京坂市場に対してすぐれた位置にある瀬戸内へ流下する河川は、このような条件であり、安定した木材供給は困難であった。それに対して、中央構造線以南の外帯では、堆積層と豊かな降水量によって、森林資源量は内帯を大きく上回り、その点で、吉野川およびその上流域は京坂市場に最も近接するすぐれた位置にあった。

その結果、吉野川流域に木材採取が集中したことは事実であり、採取林業が次々に上流域へ拡大した。17世紀中期における最上流域の山地の売買証文<sup>5)</sup>によると、山がまだ天然林であったこと、しかし、それも当時売買の対象となっていたことからすれば、この時期、吉野川流域全体に木材の価値が発生しはじめていたものの、上流部ではまだ植林は行なわれてはおらず、天然林の採取対象地としてのレベルにあったことなどがうかがわれ、17世紀には、まだ採取段階にあったということになる。

それが育成林段階へ本格的に転換するようになるのは18世紀に入ってからであり、それは村

落間に若干の差は認められるものの、現在する多くの売買証書類からそれを裏付けることができる<sup>6)</sup>。つまり、吉野川流域は、木材搬出が好条件であり、木材供給地としてその存在が17世紀に入ると注目されていたにもかかわらず、当初の時期はむしろ採取林業レベルに留まっていたこと、それが植栽による本格的な育成林段階へ変質するまでには、およそ1世紀の期間を要したこと、である。問題は、このような吉野林業の発展過程にみられる長時間の時間差の意味である。

こうして変質した吉野林業は、19世紀に入ると、18世紀の経験もふまえ、さらに変質することになる。単なる植栽による育成林化レベルから、密植を前提とした集約的な育林システムへの転換である。そこでは、タネから苗圃づくりにかけての保育部分から、多間伐をふまえ皆伐までの収穫部分までが統一された一つの見事な体系へと仕上り、しかもその密植を支える部分に外部資本が積極的に導入される経営システムが付加され、ここに吉野林業固有のシステムが確立された。保育部分の育苗過程は一斉的な大量の育林方式を可能にし、量産体制を確立することにもなったのである。

このように吉野川上流域一帯に形成された吉野林業システムが、近世の各段階を通して地域内だけで限定的に形成されてきたことは注目される。つまり、育林そのものが外部へ面的に拡大する方向ではなく、この上流域内だけで集約度を高め生産力を極度に上昇させる方向をたどったわけである。なぜそのような地域内での自律的展開が可能であったのかという点は、当然重要な研究課題になる。

それを解く前に、以上のように近世後期にほぼ完成した吉野林業システムの地位を、全国的なレベルから検討してみる。

## (2) 近世における育林技術体系の地域構成

近世における育林技術については若干の考察がみられるが<sup>7)</sup>、それらを地域的なレベルに置換し、統一的な原理を求めて検討した研究はな

い。ここでも、これまで筆者がそれについてアプローチした成果をふまえて述べてみる。

近世における育林技術は、個別の地方文書の中に残された篤農家の記録や吉野林業の見聞記などのほかは、幕府や各藩による林野制度の中に記録されたケースが多い。それらの多くは明治期に入っても継承され、明治初期の勸業政策の中であらためて記録されたりした。

そこでまず、それらの史料の中から、近世において植栽による育林を行なったケースについて、地図上に分布図として示すと図3のようになる。その際、同図では育林の開始時期と1坪当たりの植付密度についても、史料の記録からの換算によって求め示した。

図中の開始時期は、近世を通しての頻度分布の傾向から区分し<sup>8)</sup>、それによって全体を4つの時期に区分した。すなわち、第1期は元和年間まで、第2期は貞享年間から元禄年間まで、第3期は寛政年間まで、第4期は享和年間以降とする区分である。このうちでは、第3期に最も頻度が高く、18世紀において育林への試みが各地で行なわれるようになったことがわかる。全体としては、吉野が先発し、吉野の周辺と一部の秩父がそれにつづき、両地域の核となったことがうかがわれる。

しかし、同図に示されるように、育林に着手した例はそれほど多くなく、それも京坂の市場圏と、東海道筋を含む江戸の市場圏内が圧倒的である。そこに近世の育林が成立するための条件がかなりはっきりと読みとれる。

次に植付密度をみると、1坪当たり1本未満の粗放的な植付のレベルから、同4本以上の集約的な密植のレベルまでかなり幅広い。そのうち、吉野を中心とした紀伊山地に高密度レベルの分布がみられ、秩父山地の一部にそれに次ぐレベルがみられる。そのほかの地域にも部分的に高密度レベルの分布がみられるが、それらはきわめて個別的であり、試行的なレベルに留まっていたものと思われる。

このようにみえてくると、近世後期までにおいて、育林地帯を形成していたのは、吉野や尾鷲

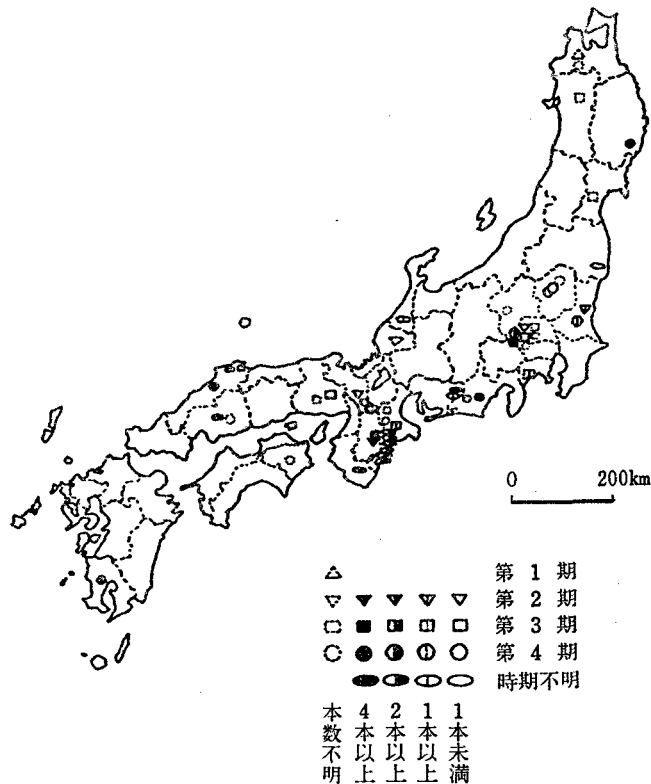


図3 近世における杉と檜の育林開始時期と1坪当たり植付密度の分布

と、江戸市場に対応した荒川の上流域にすぎず、東海地方に若干の萌芽がみられるということになる。しかもそれらの育林地が、育林技術体系を確立していたかどうかをみると、その点はさらにはっきりする。

図4はそれを検討するために、除伐（洗伐）が行なわれている例を分布図として示したものである<sup>9)</sup>。除伐は保育過程の中で適木を残すための基礎的作業であり、これが行なわれているところは、かなり積極的な育林経営と管理が行なわれていたレベルにあったものとみることができる。ただし、史料からいえば、近世後半から幕末期の頃の状態とみてよい。

それによると、吉野や尾鷲を中心とした紀伊山地南部と荒川上流の秩父山地のほとんど2つの地域だけが浮かび上がってくる。少なくとも近世後半期においては、吉野熊野を中心とした

地域と秩父地域が、育林技術体系を確立したレベルの育林地帯を形成していたことがわかる。そのうち吉野は大坂や堺を中心とした木材市場への供給地であり、熊野のうち尾鷲は江戸、秩父も江戸市場への供給地として形成された。

しかし、いずれの地域も育林技術体系を確立したとはいえ、吉野は密植・多間伐方式による集約度を高める方向をめざしたのに対して、秩父では江戸の一般材供給地として小径木の短伐期生産の方向をめざした点で大きく異なっていた。とくに秩父では、時に生じる江戸大火にも応じ、また火災を前提としたために小径木生産が主流となったが、これが江戸およびその周辺における木造家屋の様式を規定した面もあった。

なお、大火のあと、御用商人による大井川や天竜川での伐採搬出事業や、尾張藩による木曾材供給があったが、いずれも採取林業レベルの

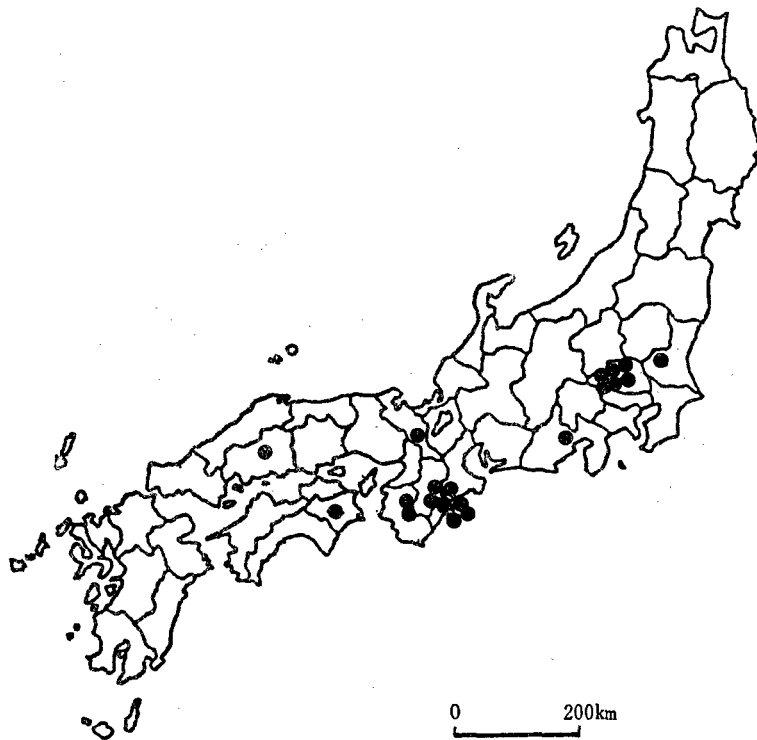


図4 近世における除伐（洗伐）の行なわれた事例の分布

対応であり、植栽による育林化をもたらしたわけではなかった。また、これらの材の多くは、江戸の大名屋敷や大商人達の建築材に利用された。

以上の諸点を基本とし、それに若干の他の史料を付加して<sup>10)</sup>、近世後期における育林レベルにおける育林技術体系の地域構成を示すと、図5のようになる。全体としては植栽による育林が試みられた地域を示した上で、育林技術体系のレベル別にその地域構成を示したものである。同図からは、吉野や北山、尾鷲を中心とした高い育林技術体系を示した育林地が、周辺地域に低レベルの育林地を配置させる形で存在していることがわかる。

しかし、その際、西方と東方へはかなりはっきりとしたゾーンで切断されている点が注目される。西方は、内帯特有の花崗岩による禿げ山地帯が控えており、当時としては採草地として

のレベルにあり、そこへ植栽による育林が拡大するのはかなり困難であり、それが育林の空白地域となって隣接していることはよくわかる。一方、東方は東海道筋に中位レベルの育林技術体系の地域が広がるが、実態としては採取林業が卓越し、育林は点状の散在的分布を示している、集約度をあげる意識はきわめて低位であった。

それ以上に注目されるのは、このゾーンを越えた東方部分に突然空白地域があらわれることである。とりわけ、豊かな森林資源を有したはずの木曾や飛騨における植栽による育林が空白になってあらわれている点である。この部分が育林の東方への拡大を妨げるバリアーになっており、西方へのバリアーとは、その理由はかなり異質のはずである。そして、この東方における木曾、飛騨における育林の空白部分としてのバリアーこそが、吉野林業の段階的な、しかも



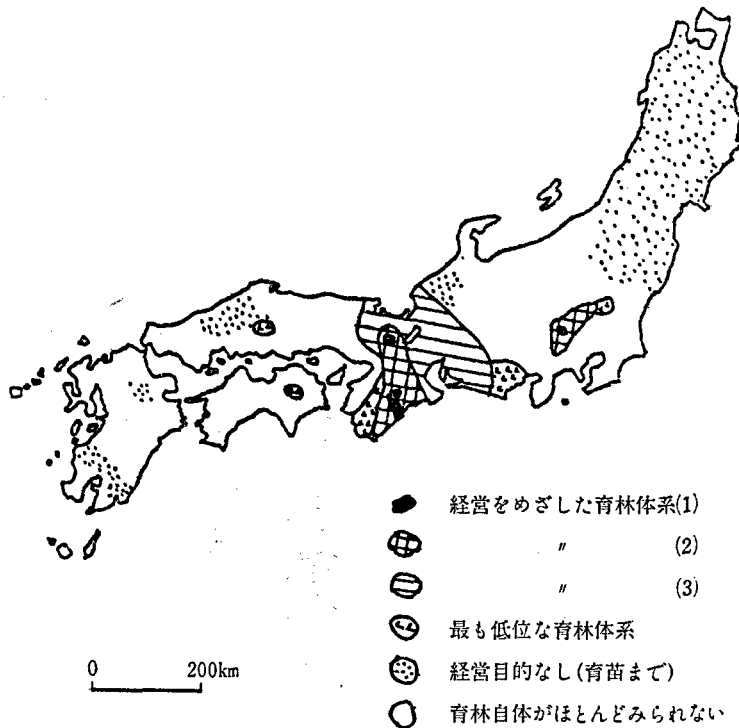


図5 近世末における育林技術体系の地域構成図

特異なほど集約度の著しい上昇に関係があったのではないと思われる。そこで以下、そのような視点から、近世における木曾と飛騨の森林資源管理の状況を検討することにする。

#### IV. 育成林業の東進を阻んだ木曾型、飛騨型の林野利用

##### (1) 木曾における近世の林野利用

###### ① 木曾山支配の推移と支配体制の確立

木曾における豊かな森林資源は古代から注目され、天平17(745)年の正倉院文書の中に木工職人たちの存在が記されている<sup>14)</sup>。また伊勢神宮は内宮の遷宮材としてこの地に材を求め、康暦2(1380)年以降、くりかえし伐採搬出が行なわれ、それが今日の木曾における神宮備林の設定に継承されている。15世紀から16世紀の仏教の興隆期、戦国期を経て豊臣秀吉から徳川政権が成立する17世紀には、大規模な城廓や寺

院が京坂を中心に各地で建設され、近畿周辺の森林資源が涸渇する中で、木曾の天然ヒノキが名声をさらに高め、とりわけ畿内の大規模建築の木材需要をまかなう木材産地として集中的に狙われた。

それだけに、各政権は木曾の中山道を有する地理的位置とともに、この森林資源の確保のために、木曾の領有を図った。古くは木曾義仲がこの木曾を背景に挙兵して都を占拠するが、その後、木曾氏が暦応元年(1338)年に再び木曾を支配し、以降300年にわたり、経済的な安定を保っている。しかし、戦国期には木曾氏も巻き込まれ、その結果、豊臣秀吉が天下を統一すると、自らの寺社や宮殿建築に木曾氏から大量の木材を供給させ、そのあげく、天正18(1590)年、木曾氏(当時は木曾義昌)を下総国へ移封し、自ら木曾の山地一帯(木曾山と称す)を手中に収め、木曾代官として犬山城主の石川備前

守光吉を任命した。

その結果、大坂城の修築、淀城、清涼殿、伏見城などの大規模な建築物の建築材に、石川の手を経て大量の木曽材が搬出された。それにともない木材搬出のルートや中山道の整備がすすみ、京都方面だけでなく、地元の岐阜や笠松にも木材市場を設け、木曽材をめぐる経済活動が活発化することになった。

しかし、慶長5（1600）年、徳川家康が政権を掌握すると、直ちに木曽山を直領とし、木曽攻略に功績のあった木曽氏の旧臣であった山村道祐を木曽代官に任命した。山村氏は家康からの木曽山の領有を固辞し、自ら代官の地位に留まったもので、知行地も3分の1の5,700石のみとし、家康から与えられた素木6,000駄も住民に配分し、これが山村氏の善政として木曽の住民の記憶に強く印象づけられることになった。

幕府直領となった木曽山では、耕地が乏しく、年貢米1,682石余（玄米）に対して、木年貢として樽26.8万丁余、土居（樽よりやや大きめ）4,000駄余が課せられた。その際、年貢米は木年貢の反対給付の下用米として供給された。ただ、賛川、福島、須原、三留野、山口、馬籠、湯舟沢など中山道の宿駅は年貢米だけが課せられ、それ以外の村々に木年貢が課せられた。最大の木年貢は奥山ゾーンにあたる末川村の6万丁で、次いで黒川村5万丁、岩郷村3万丁、萩原および三尾の1万丁余となっている。

徳川家康は、慶長12（1607）年、その子の義道を尾張（62万石）に封じていた。その後、元和元（1615）年の大坂夏の陣の帰路、家康は名古屋に立ち寄ると、そこへ山村良勝父子と千村平右衛門を呼び、福島関所を除く木曽山を尾張藩領に加封すること、それにともない良勝父子は幕臣ながらも、尾張藩のもとで木曽の代官として留まることを申しつけている。こうして再度木曽山の支配者は変わり、新たに尾張藩の領有するところとなった。この背景には、家康の義道の可愛さ、窮乏する尾張藩事情の考慮、尾張藩の軍事上、戦略上の重要な位置の評価があり、紀州藩とのバランスについては、表向きの

石高は僅少ながら、実質的な石高は大きい木曽山を付加することでカバーしようとした意図などがあつたとされる<sup>12)</sup>。

こうして、以降明治維新まで、木曽山は尾張藩によって掌握されることになった。その領域はそれまでの木曽谷（信濃国西筑摩郡）と新たに付加された裏木曽（濃州3カ村と称される美濃国恵那郡川上村、付知村、加子母村）の範囲であり、この全域の山村が尾張藩領の支配下に置かれた。

しかし、木曽山の山林経営をはじめ山方支配は、幕府直領以来、山村氏が担当しており、尾張藩が直ちに木曽山を直接支配したわけではなかった。それが尾張藩による直接支配へ転換するのは、山村氏を山方支配だけに制限し、林政すべてを尾張藩が掌握することになった寛文5（1665）年のことであった。

それより前、藩体制が次第に落ちつきを示すようになると、尾張藩自体が木曽山にも目を注ぐようになった。そのあらわれが寛文4（1664）年、目付役佐藤半太夫ら5人の役人による初の木曽山巡見が行なわれたことであった。この場合の巡見とは、尾張藩が時々役人に命じて山川を巡らせ、巢山、留山などを見分させ、加えて、宿村の人口や戸数、その他の民生に関する事柄の調査を行なうもので、主に山林に関係した調査を行なっている。尾張藩はこれ以降、万延元（1860）年まで延べ10回の木曽山巡見を行なっている。

この最初の木曽山巡見には、目付役佐藤半太夫ほか5人に、手代4人、大工2人、絵かき2人、中見目付2人が参加し、山中の様子、境界、伐採状況、河況などを細かく調べ、木曽山の絵図面を作成している<sup>13)</sup>。その調査が詳細をきわめたことで、佐藤半太夫らは藩主よりほめられたが、地元民にとってはむしろ逆に深刻な状況を迎えることになった。

後述するように、すでにこの時期、森林資源の涸渇状況が目立つようになっていたことと、地元民の窮乏化が進んでいたのを熟知していた山村氏（良豊）は、巡見に対する疑念をもち、

藩に対して山方支配ほか一切を辞退し、藩の直接担当を希望した。それが前述のような尾張藩の木曾山に対する直接支配体制を生むことになったのである。

これ以降、尾張藩は木曾山のまさに直接の支配者として君臨することになり、その過程で山村氏との間でも山林や村方の管理をめぐるあつれきを生じている。木曾山の住民はこれ以降、山村氏時代の善政を一層なつかしく刻み込んでいくことになる。それは、この後における木曾山管理の強化を通しての大幅な変化が、木曾村方の管理強化も招いたからである。

## ② 森林資源の涸渇と保護政策への展開

しかし、以上のように山村氏が山林管理はもちろん、山方支配まで辞そうとした事態は容易なことではなかった。山村氏は木曾氏の時代以来、長期にわたって木曾山を管理する役を担当し、木曾山の隅々まで知り尽くしていたからである。

その背景には、豊臣秀吉が木曾山を領有して以来、徳川幕府、さらに尾張藩の支配の下で急速に山林伐採がすすみ、とりわけ17世紀に入ってから、その半世紀にわたって森林資源は乱伐され、森林資源が涸渇した状態に至っていたことを指摘することができる。

前述したように、豊臣秀吉の天下統一後の大規模建築物の造営、つづく徳川家康の下での江戸城をはじめ、多くの建築物の造営によって発生した膨大な木材需要は、木曾ヒノキの名声とともに、その供給が木曾に集中的に求められ、また、そのために各支配者は木曾を領有してきたといっってよい。

例えば、17世紀当初だけに限っても、慶長14(1609)年には、駿府御殿用に3,000本、同15年には名古屋城用に3万丁の樽、同19年には江戸城用にヒノキ1.3万本が木曾山から供給されたほか、同じ慶長年間には、土居6,000駄、樽76.7万駄、それに毎年の木年貢の生産も付加され、伐採搬出された。また、元和年間以降も江戸城用、鎌倉宮用、日光東照宮用など多量の木材搬出が行なわれ<sup>19)</sup>、この時期、木曾からの木

材の搬出量は最高に達している。

このことは、近世当初のこの時期、木曾が京都や大坂、さらに江戸方面までの木材需要に対してそのほとんどにに応じていたことを示している。当時は一方的な採取林業のレベルにあったが、それを十分に満たすだけの森林資源量を擁していたからである。したがって、そのような状況下では、吉野においても、植栽による育林成の試みはみられたであろうが、なお本格的な育林業が成立する必然性は弱かったといえよう。

しかし、木曾材の搬出はその後も継続することになり、森林資源の涸渇が、「尽き山」の続出によって明らかになっていた。

その際、山村氏は山林管理を幕府、次いで尾張藩から引き継いだとはいえ、自らの判断で山林管理を担うわけにいかず、森林涸渇を熟知しながらも、尾張藩の白鳥奉行の指示に対応せざるをえず、木年貢のほか、御手代、御用代、御注文代の形で次々と要請される木材搬出に対応せざるをえなかったのである。しかも、洪水時には多くの材木が流出し、その分がさらに過伐にはねかえり、山村氏は次第に搬出責任と住民からの不満の板挟みになっていった。

このような中、山村氏は寛永21(1644)年に、上松小川山内、萩原山内、須原山内、野尻阿寺山内、みどの山内、柿其山内、妻籠山内、田立山内、湯舟沢山内などの山において、樽と土居のための伐採を禁止した<sup>19)</sup>。山村氏が森林資源の涸渇化の中で、それより前、木曾全域を対象とした59カ所の巢山設定に次いで、自らの手で山林伐採に本格的な制限を加えざるをえなくなったのである。この時の禁伐地を分布図として示すと、図6のようになる。それによれば、禁伐地は搬出の好条件な木曾山の南半分の地区に広がり、この時期にこの地区で過伐による森林資源の涸渇が進行していたことがわかる。このことから、その結果、この時期の伐採地はこれらの禁伐地をさけ、中部から北部に及んでいたこと、つまり全域での森林伐採が進行していたことがうかがわれる。

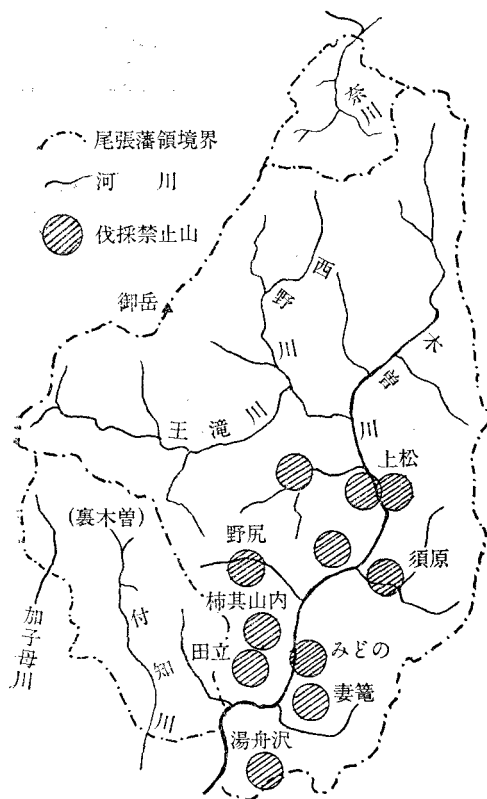


図6 山村氏による木曾山のうち樺，土居用木材の禁止山の分布（寛永21年）

これらの山林伐採の制限は、木曾山の中・下流で次々に行なわれたヒノキを中心とする伐採が過伐傾向を示し、木曾山を熟知する山村氏がそのような過伐傾向に危機感をつのらせたことの反映だったとみてよい。折から整備のすすんだ中山道の宿駅とあわせて、森林の伐採は多くの労働力を木曾一帯に集め、一つの労働力市場を形成するほどであった。それだけに、森林の過伐に対しては、管理者の山村氏が最も敏感であったことは当然であった。

このような中で、寛文4（1664）年に尾張藩による初の巡見が行なわれたのである。森林資源の涸渇と乱伐状況に陽の目があてられ、山村氏は不本意ながら辞任を申し出ざるをえない状況に追い込まれたとみてよい。

こうして寛文5年、木曾山の林政は尾張藩が

一括支配することになった。尾張藩は多くの組織改革を実施するとともに、同年にはすぐさま森林保護のための「留山」を御岳、上松、野尻山、田立山、湯舟沢山に設定している<sup>16)</sup>。尾張藩は第1回目の木曾山巡見で、森林乱伐の実情に驚嘆したはずであった。とりわけ、「留山」が奥山のほか、搬出条件の良好な本流沿いの、恐らくは「尽き山」の状態になっていた部分に設定されたことがそれを裏付けている。「留山」では一切の伐木、採草が禁止され、住民の入山も認められず、禁を犯せば厳罰が与えられるほど、厳しい制度であった。

貞享4（1687）年には、御留山と御巢山の周囲を3～5町幅で立入禁止にした「鞆山」を設定し、さらに相次いで木曾山巡見を行なう中で、次々と森林保護のための入山や皮剥、火入れなどを制限、宝永2（1708）年には、檜、榎、明檜、榎の4木を停止木、享保13（1728）年にはネズコも加えられ、いわゆる「木曾五木」の伐木禁止政策へと展開した。この5木は、従来、農民が自由に出入利用ができた明山についてまで対象とされ、農民への利用制限が強化された。また、栗、松、桂、ケヤキ、栃などが「留木」に指定され、その利用は許可制となった。

このような森林保護政策は、享保年間に入ると一段と強化された。享保7（1722）年の松の伐採禁止、切畑の禁止、栗と松の伐採禁止、門松用の松の禁止、竹年貢の銀への転換、享保9年の木曾山中の切畑禁止と、一般百姓林である「控山」を村預りとし、そこでの伐採の許可制化、板屋根の禁止などがそれである。森林自体のみならず、火入れを行なう焼畑までが禁止され、農民の生活基盤をその根底からつき崩すレベルの政策が打ち出された。しかも、同9年には奥山部分の11カ所に「留山」が付加され、森林資源の荒廃に対する藩の政策は急務であった様子がうかがえる。

このように徹底した森林保護政策は、地元山方だけを支配することになった山村氏に毎年与えられていた御免白木5,000駄の原木を雑木に代え、木曾山全体に与えられていた御免白木に

ついても、その半分に当たる3,000駄の材種と規格を格下げにすることにも及んだ(享保9年)。その上で伝統的な木年貢(役木)を廃止した。その結果、農民は木年貢による下用米が入手できなくなり、焼畑や多くの林木採取の制限もあって陳情をくりかえすことになった。

こうした一連の施策は、まさに享保の「林制改革」と称すべきものであり、農民の「控山」までその管理対象にしたことからもうかがわれるように、それは木曾山全体を「御山」化するものであった。それは木曾山での徹底した森林保護政策の反映であり、その後の尾張藩の木曾山支配の基本政策となるものであった。

以上のような享保年間の林政改革に至る動きは、乱伐を招いた木材生産の動きをみることによって明らかになる。図7は、推定量として示された木材生産量の推移を、16世紀末から示したものである。

前述したように17世紀に入って年間30万<sup>3</sup>を上回るレベルのピークを迎えた木材生産量は、寛文年間の尾張藩直営となった17世紀中期以降、森林資源の涸渇によって低下しはじめ、留山や巢山、停止木の設定などによる森林伐採制限の政策によってさらに低下している。そして18世紀前半の享保年間の林政改革時には、17世紀以降の底値を記録する。享保年間にはまさに、徹底した森林保護政策が具体化し、実践もされたことがわかる。同図では19世紀に入って、やや生産量の増加がみられるが、これは、享保の林政改革が森林資源の回復をあるレベルまで可能にした結果とみてよい。ちなみに、今日利用されている木曾の天然檜は、この享保の林政改革時に保護された部分の果実である。

### ③ 造林試行の失敗と天然更新

問題は、なぜ植栽による造林を積極的に行なわず、徹底した森林保護政策が尾張藩における林政の中心になったかということである。

植栽による造林が行なわれなかったわけではない。例えば、享保11(1726)年10月8日の「留帳<sup>17)</sup>」における記録をみると、

「十月八日宇山ニ檜樵苗植付候御足輕藤兵衛、

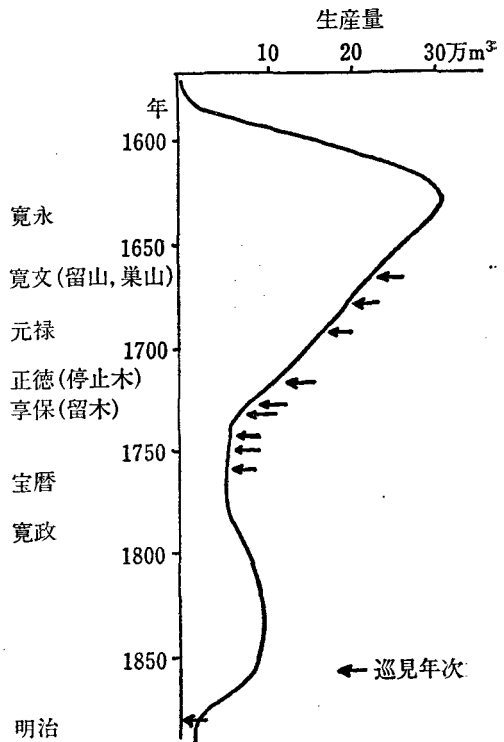


図7 木曾山における木材生産量の推移  
(長野営林局資料より一部改変)

興右衛門、昨日切ニ植付仕廻候由、木数尅万三拾弍本植申候由、今朝申達候事」とあり、宇山へ1万本を越える初の本格的な植栽事業が行なわれたことがわかる。その方法は記されていないが、宝暦10(1760)年の「辰年中御用状留<sup>18)</sup>」によれば、

「去冬被仰付候檜実蒔付候時節並蒔付候土地宜場所見立申達候様ニと被仰付候処、早春ハ御山内雪深ク漸消際ノ頃より所々疵木御本切木口印立合場所多ク御座候に付、今以場所見分不仕候、然処夏福島御巢山内ニ蒔付候檜実如何代候哉……(以下略)」

とあり、檜の実を直接山中、それもこの場合は御巢山のうちで蒔く方法が記されている。

また、同じく宝暦10年10月16日の「留帳<sup>19)</sup>」によれば、

「……兼而被付候杉之実、……右蒔付候時節

ハ来春雪消候ハバ二月末頃相応之場所ニ可時付候、少々しめり御座候土地宜有御座候由、下地土を随分細ニ拵杉種時付種之あらわれ不申様ニ上ニさやぬか或は鋸屑ニても少々ふりかけ可置候、右はたたきあかり候へハ、生難物に御座候付、たたきあからざる様にさやぬか等少々ふりかけ申儀ニ相見申候由、右之通宜場所ニ苗居ヘニ仕置、壹式尺程ニ生立候時分、所々江植付可然由、猶又其節御伺申上候様先々苗居ニ仕置候様ニと被仰付尊書趣承知仕奉畏候、以上」

とあり、実を蒔いたあと、苗が30~60cmの大きさになったら移植する実生方式を示しており、苗床づくりによる育苗方式で一斉に植栽する吉野方式に近似した方法が示されている。

以上のように、直時もあれば実生苗の方式もあるというように、植栽技術は当時においてまだ試行段階にあり、場所の選定や苗の育て方については不安を残した表現になっている。育林の先進地とされることになる吉野においてさえ、当時はなお、育林技術は十分に固まっていなかったことを考慮すれば、木曾山で試みられたような多様な試みは当然であったともいえる。

それだけに、前述した宇山における大規模な植栽事業は冒険であり、この時期以降、このような本格的な植栽を示す文書は見られない。このことは、木曾山での植栽による造林がうまくいかなかったことを示唆している。

木曾山一帯が花崗岩を基岩とし、木曾檜はそのうちでも標高の高い石英斑岩のゾーンに分布している。土壌の層は薄く、腐植土は十分でない。このような厳しい環境で育った木曾檜は、成長量が抑えられ、それが長期の成長期間を通じて緻密な材質を形成し、それが高い評価を受けたのである。それだけに、直時き方式にせよ、苗の移植方式にせよ、植栽自体は当時の育林技術が十分確立していない段階においてきわめて困難であった。

以上の結果として、このような植栽による方法が困難な状況を克服する方法として、択伐方式が生み出されたといつてよい。つまり、天然

生檜のうち、伐期に達した立木を抜き切り（択伐）し、その跡地の檜の稚樹を保護育成していく方法であり、天然更新の方法である。しかし、この方法は、乱伐した森林が回復するまでに長時間を必要とした。植栽による森林回復が不可能だと知った尾張藩は、この天然更新を主とした森林資源造成を中心とせざるをえなかったといえる。徹底した森林保護政策は、乱伐に始まったこうした経過の中で確立したのである。

こうして、木曾型の育林方式が確立した。しかし、かつて乱伐を招いたほどの大幅な生産量は望めず、増大する木材需要に自由に対応することは不可能となった。とくに京坂を中心とした関西の木材需要に応ずることは出来なくなり、京坂地方の市場は新たな木材供給地を求めなくてはならなくなったのである。ここに京坂地域に近接する吉野川上流域への木材供給の新たな期待感が強まる背景を見出すことが出来る。

## (2) 飛驒における近世の林野利用

木曾に隣接する飛驒も多くの森林資源を有し、古来から飛驒匠の名称が存在したことからもうかがわれるように、飛驒の存在は都にとっても重要であった。

そのため、幕府は直轄領にしていた木曾山を尾張藩に領有させた代替として、折からの木材需要の増大と幕府財政の強化のために飛驒を直轄領とするように目論み、結局、元禄5(1692)年に当時の金森氏を出羽国上之山へ移封させ、飛驒の直轄化を図った。こうして18世紀以降の飛驒は、幕府の森林資源の供給地として組織化され、運営されるようになったのである。

そのために、幕府は飛驒のすべての林野を御林化した。この点は、他の天領や藩領が、御林のほかに村山、村持山、百姓山などの農民利用の林野も設定されていた点と比べて、きわめて特異な点であった。

その結果、農民は林野を自由に利用することができなくなったが、幕府は享保12(1727)年に御林山を御留山、雑木立御林、柴草山、草山に区分し、そのうち、柴草山と草山については

薪や株の採取を農民に認めた。しかし、檜、杉、樺、ヒバ、黒部、ネズコ、槻、松、槇、樺、樺などは上木とし、農民の伐採を禁じた。

この享保年間は、尾張藩の享保改革を実施した時期にあたり、飛驒を収公した元禄期に次いで、2度目の森林調査が行なわれた時期でもある。この結果、御林山は、元禄期の499カ所を大きく上回り、4,625カ所が設定された<sup>20)</sup>。幕府が奇しくも尾張藩と同様にこの時期に森林資源調査を行なったことは、その結果、御林山が大幅に増加したことからもわかるように、木曾山のみならず、飛驒においても17世紀を通して、森林資源が相次ぐ伐採によって涸渇し、森林保護政策への転換を余儀なくされたことのあらわれとみてよい。その点では、飛驒の森林資源も、木曾と同様の軌跡をたどったといえる。

幕府は飛驒を天領化するとともに、飛驒の山中へ奈良屋、大岡屋、岡村屋、白木屋、大文字屋などの御用商人を導入し、商人請負制度による木材生産量の増大を図っている。しかし、それが森林資源を急速に涸渇させることにつながったのである。

また、このような商人請負制度は、金森氏の領有時代以来、農民たちによって行なわれていた森林伐採による専門職的な稼ぎ(元伐り制度)と対抗することになり、元禄14(1701)年にこの元伐制度を廃止した幕府に対して、農民側は不満を爆発させた。このことは、農民たちの手によってそれまでバランスよく行なわれていた森林利用が、外部資本の本格的な導入によってそのバランスを崩され、森林資源の涸渇を招くとともに農民の不満さえ誘発させることになったことを示している。

宝永2(1705)年には、商人請負制度と並んで元伐を復活、年6,000挺の樽木生産が継続されることになった。それが森林資源の涸渇を一気に加速させ、とりわけ、飛驒川流域の南方山での著しい森林涸渇が目立つに至った。

図8は、18世紀における元伐生産量を南方山(飛驒川流域)、白川山(白川流域)、高原山(神通川流域)のそれぞれについて示したもの

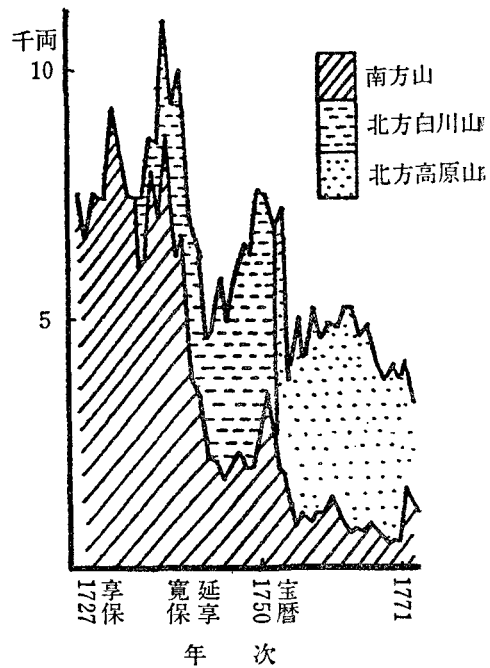


図8 18世紀の飛驒における元伐高の地区別推移  
(『岐阜県林業史』による)

である。それによれば、南方山の生産量は寛保期に入ると大幅に縮小し、その後も資源の回復はみられない。

木曾材の生産量が18世紀に入ると大幅に縮小したのに比べて、18世紀前半まで南方山の生産量がハイレベルで維持されるのは、木曾材生産の全面的な縮小にともない、森林資源が飛驒南方山に求められたこと、それに応じる形での商人請負制度が活況を呈したためとみてよい。それだけに、飛驒南方山の森林資源は急速に涸渇し、またたく間に「尽き山」の状態が拡大したといえる。

その結果、日本海側へ流下させなくてはならず、それゆえに搬出条件の悪い白川山の森林資源を伐採するようになり、これもまたたく間に「尽き山」となると、次いで高原山の森林資源が狙われ、ここも次第に「尽き山」化する。森林資源の利用を南方山から白川山、高原山へと輪番的に利用させた面もあるが、結果的に飛驒全域の森林資源を涸渇させることになった点に

注目したい。

このような森林資源の涸渇は幕府財政に影響を与えただけでなく、元伐制度を中断させることによって、農民たちに打撃を与え、明和8(1771)年や安永2(1773)年に農民たちによる一揆を起こさせることにもなった。その結果、寛政8(1796)年に再び元伐制度が復活するが、それによる生産量は盛時には及ばぬレベルに留まった。享保6(1721)年から植栽による造林が試みられるが、必ずしもスムーズでなく、その分、農民の負担も大きかった。そこに採取林業に徹した「飛驒型」の林業経営の特質が浮かび上がってくる。

このように、飛驒の18世紀は、まさに森林資源の危機的状態にあったといえる。とくに18世紀中期以降、木材生産は急減し、飛驒は木材供給地の地位から脱落した。そしてこのことは、18世紀のこの時期、関西を中心に関東へも供給していたわが国での代表的な木材生産地である木曾、ついで飛驒が、その中心的な木材供給地としての機能を失ったことを示している。

したがって、木曾と飛驒に代わる木材供給地が早急に求められなくてはならなかった。木曾、飛驒に遠くには搬出可能な河川をもつ森林資源地の存在は少なく、木曾に次ぐ飛驒の脱落の中で、同じ天領とはいえ、飛驒とは異なり自由度の大きい天領下の吉野が、市場への近接性の位置的条件下で、さらに注目されることになったのである。

### (3) 美濃における林野利用

最後に美濃の状況について付け加えておく。

美濃は木曾と飛驒の両方に挟まれた位置にあり、長良川や損斐川など木材の搬出条件のよい河川を有している。しかし、全体としては花崗岩性の基岩からなる丘陵性の山々における美濃の森林資源は雑木が多く、経済性に乏しく、それだけに厳しい森林資源の管理が行なわれた。

長良川流域を支配した郡上藩では、森林資源管理の基本は尾張藩の模倣であり、森林資源の保護に重点が置かれた。藩有林は全体の1%程

度に過ぎないが、すべての杉、檜、槻、榎、栲、榎、榎、桂、ネズコ、明檜、枺、朴、イボタノキ、黒部、桐、ソノウ、柏の18種は停止木として禁伐とされ、また、百姓持山については、藩有林と同様に藩が売却できた。そのため農民たちの不満は強く、かつて幕府によって出羽国上之山へ移封され、その後、郡上藩主として着任した金森氏に対して、重税分や林野利用の厳しい制約も含め強訴がくりかえされた。それが宝暦年間の郡上騒動となり、金森氏は所領を没収され、青山氏が支配することになったほどである。

青山氏の支配下では立木伐採が緩和されたが、森林保護の原則は厳守された。藩は松や杉の植栽をすすめるが、停止木制の下では農民がかかわりを恐れてそれらの発芽分を抜き取ることが多く、植栽による育成林化はほとんど失敗に終わった。

その失敗理由が理解され、藩が新たな造林政策を実行するのは、文政10(1827)年のことである。その内容は分収によるもので、私有林(持山)では私が70%、藩が30%、共有林(平山)では私が60%、藩が40%の分収比率が示された<sup>21)</sup>。初めて農民への恩恵が示され、吉野ですすみつつあった実生苗の植栽方法もあわせて示されている。

しかし、それは19世紀に入ってからのものであり、森林資源の造成には直接役立つものではなかった。むしろ、そのような方法を示さざるを得なくなった藩財政の悪化と、森林資源の涸渇状況をうかがい知ることのできる点が注目される。

一方、損斐川流域を支配した大垣藩も、厳しい森林保護政策を打ち出した。戸田氏は大垣へ入封した年の翌年(1636)、「御入国始めて郷中御法度書の事<sup>22)</sup>」の中で、

「一、山林の儀は申すに及ばず、居屋敷の竹木、並びに竹の子等、猥りに伐り取り申すまじきこと、

一、家作り候はば、仰せ下さるべき木の儀は、西山、北山にて下さるべく候間、



役所衆まで書付をもって申し上ぐべきこと」

の2条を示している。そのうち第1条は厳しい森林保護政策を示しており、第2条は農民用の伐木さえ許可制を実施するという内容である。西山は伊吹山の東側の現在の春日村のある粕川流域を示し、北山は現在の坂内村、藤橋村、久瀬村の筋にあたる。両流域とも雑木林からなり、有用木は乏しく、焼畑に利用されるケースも多かった。

しかし、損斐川本流の徳山筋と藪川筋では、尾張藩並みの厳しい森林保護制度が導入された。それと同時に、乏しい有用木に代わって雑木を薪として利用するために、薪生産用の素材生産および流送のためのシステムが図られた（段木制度）。大垣城下をはじめ、下流平野部での農村開拓が進行する中で、燃料となる薪（段木）は商品価値を有し、大垣藩は、のちに普及する木炭生産とともに、この薪生産に強くしがみついた。したがって、大垣藩の領有する損斐川流域でも積極的な森林資源の造成はみられなかったのである。

以上のように、長良川、損斐川両流域からなる美濃においては、木曾、飛驒のような近世当初における豊かな森林資源すら欠いており、それゆえに、当初からの厳しい森林資源政策の施行が、積極的な森林資源の造成には結びつかず、近世の美濃は当時の木材市場に対する木材供給地たる条件を一貫して欠落させていたといえることができる。

## V. おわりに

以上、近世において著しい発展をみた吉野川上流域をピークとする育成林業が、吉野川上流域内においてのみ累重的に集約度を高め、特異な形態ともいえる密植方式とそれを支えるシステムを実現するに至った理由についてのアプローチを行なった。

その最大の理由は、中世末期から近世当初に発生した膨大な木材需要に対して、豊かな天然林檜や杉を有し、重要な木材供給地の役割を果

たしていた木曾、次いで飛驒の森林資源がその木材需要の多くを一手に引き受けることによって、その結果、18世紀に入ると明らかな森林資源の涸渇状況に陥り、いずれも厳しい森林資源保護政策へ転換したこと、そのため、主要な木材市場であった京、大坂市場は新たな木材供給地を求めざるをえなくなったことを挙げることができる。その結果、京坂市場に南接する吉野川上流域が、その位置的条件や緩やかな生産規制の体制下で、木材供給地として新たに浮上することになったと解釈することは妥当であろう。

その際、育成林化のための条件が不十分なため、徹底した森林保護政策へ転換した木曾型林業、農民を伐採搬出労働力として利用し、商人請負制度も温存させ、徹底的な採取林業方式を採った飛驒型の林業においては、植栽による森林資源の再生産の途はみられず、植栽による育成林のための育林技術は発達することがなかった。

このような方向へ展開することになった木曾型および飛驒型の林業においては、18世紀に入って、自らの木材生産の縮小の結果、浮上した吉野川上流域で試行されるようになった育苗による一斉的な植栽方式の育林技術を受容し定着させる可能性はなかった。つまり、17世紀から一部18世紀当初まで大規模に成立していた採取林業地域としての木曾、飛驒では、天然生の森林の保護をめざしたため、育成林業地域への転換がみられなかったのである。当時の輸送条件下においては、木曾・飛驒の採取林業圏域をこえて東方や北方へそれをさらに拡大することはきわめて困難であった。そこに木曾、飛驒に及んだ採取林業圏内に新たな育成林の成立を可能にする条件が生まれたのであり、京、大坂の木材市場に南接し、すぐれた搬出条件とすぐれた森林成育条件を備えた吉野川上流域が、そのような地域として選択され浮上することになるのである。

それは、京坂市場からみる場合、東方への採取林業圏が拡大しないのみならず、育成林の東方への拡大も望むべくもなかったといえてよい。

そこに、吉野川上流域を中心とした育成林業圏が東方（東北日本）へ拡大しなかった根拠を求めることができ、育成林という積極的な林野利用における東北日本と関西地域との地域差が形成される理由があったといえる。ただ、中国、四国、九州の西南日本もその点では東北日本と大枠では類似し、全体としては、京、大坂を中心とした圏構造としての地域差のあらわれとしてみる事ができる。

そして、このような木曾型、飛騨型の林業の存在を検討することにより、吉野川上流域における育成林業の段階的な発展過程を推定することが可能になる。すなわち、17世紀においては、木曾材や飛騨材の卓越の中で、吉野川上流域も採取林業的レベルに留まっていたこと、それが18世紀中期以降、木曾と飛騨における採取林業の縮小の中で、吉野川上流域では育成林化への可能性が生じ、その模索が始まったこと、そして19世紀に入ってから木曾、飛騨両材供給の事実上の消滅により、さらに木材生産需要の負荷を受け、次のステップとしての集約的な育成林業システムへの転回が可能になったという構図である。この点は今後も検討をつづけたい。

（愛知大学文学部）

〔注〕

- 1) 藤田佳久 (1981) : 『日本の山村』 地人書房。  
藤田佳久 (1981) : 入会林野のある村とない村、地理学報告, 52・53。
- 2) 藤田佳久 (1977) : 入会林野と林野所有をめぐる——土地所有から土地利用への展望——, 人

- 文地理, 29—1。
- 3) 藤田佳久 (1980) : 近世における育林の開始時期とその地域性について, 徳川林政史研究所紀要, 昭和54年度版。
- 4) 森 庄一郎 (1898) : 『吉野林業全書』 伊藤庄一郎刊。
- 5) 笠井恭悦 (1962) : 『吉野林業の発展構造』 (宇都宮大学農学部学術報告特輯, 第15号) 23~31, 35~39頁。
- 6) 前掲5)。
- 7) 日本学士院日本科学史研究会 (1958) : 『明治前日本林業技術発達史』 同会刊。
- 8) 前掲3)。
- 9) 藤田佳久 (1981) : 近世における育林技術体系の地域性, 徳川林政史研究所紀要, 昭和55年度版。
- 10) 前掲3)。
- 11) 前掲7), 55頁。
- 12) 北沢啓司 (1962) : 『木曾の山林をめぐる歴史』 日本林業調査会, 34頁。
- 13) 前掲12), 111~112頁。
- 14) 前掲12), 111頁。
- 15) 前掲12), 111~112頁。
- 16) 前掲12), 113~114頁。
- 17) 農林省編 (1971) : 『日本林政史資料・名古屋藩』 240~241頁。
- 18) 前掲17), 339~340頁。
- 19) 前掲17), 342頁。
- 20) 岐阜県 (1984) : 『岐阜県林業史上』 岐阜県山林協会刊, 241~244頁, 「飛州御林山吟味 仕候伺書」。
- 21) 岐阜県 (1985) : 『岐阜県林業史 中』 岐阜県山林協会, 230頁。
- 22) 前掲21), 163~164頁。

DEVELOPMENT OF THE YOSHINO FORESTRY SYSTEM RELATED  
TO THE DEFORESTATION OF THE KISO AND HIDA AREA  
IN THE 17 TH AND 18 TH CENTURY

Yoshihisa FUJITA

The Yoshino forestry system, in Nara prefecture, is famous for its original type of afforestation with the most intensive management in Japan. This intensive system of Yoshino forestry had been formed since the 19th century, after the establishment of the

original afforestation in the 18th century. This system had been established by the farmers only in the Yoshino area. Farmers in this area created the most intensive method of afforestation with the planting of more than 10 thousand saplings per one ha. This method gave farmers in this area a lot of profit. However, this Yoshino system had not expanded in the neighbouring areas in the Edo era. What are the reasons for this?

This paper aims to clarify these reasons, relating to the Kiso and Hida forestry system which is in the near eastern part of the Yoshino area.

Kiso and Hida were famous for being the main areas of the timber production supplied to the large markets of Kyoto and Osaka, since one thousand years ago. In, and after the Age of Civil Wars at the end of the 16th century, the new construction of many large castles, temples, shrines, towns, bridges and so on, in the Kyoto and Osaka area, gave the largest demand for timber in this age. The Kiso and Hida area supplied a lot of timber, especially *hinoki* (Japanese cypress) and lost a lot of forest resources throughout the 17th century. As a result, clans controlling this area had to change their policy and not supply and maintain the remaining forestry resources beginning strictly from the middle period of the 18th century.

Main timber markets of Kyoto and Osaka faced the shortage of timber supplied from the Kiso and Hida area. As a result, the Yoshino area was chosen as a new forestry area to supply timber to the markets of Kyoto and Osaka instead of from the Kiso and Hida forestry area. The Yoshino area lies in the southern mountain area near Kyoto and Osaka.

Thus, afforestation had been tried in the Yoshino area during first half of the 18th century.

As the timber supply from the Kiso and Hida area had been completely decreased by the 19th century, new intensive methods of afforestation had been created in the Yoshino area to grow trees and supply the largest amount of timber. In this condition, more than ten thousand saplings were planted in each ha. After 15 years, continued harvesting had been begun by thinning the trees among the planted trees. The harvesting was continued for about one hundred years after planting. This was called the Yoshino forestry system. Each farmer in the Yoshino area was eager to plant trees in the mountains and introduced the funds from the rural and urban areas to develop this system.

Each clan in the Kiso and Hida area could not introduce this Yoshino system to maintain the policy of the preservation of forestry resources. The afforestation in Kiso and Hida area was not good because of worse soil condition.

Therefore, the development of the type of forestry in the Yoshino area was a result of the restriction of the timber production in the Kiso and Hida area. Furthermore, because this forestry system had not been accepted by the clans in the Kiso and Hida area, the intensive management of forestry had been created in the Yoshino area.